

議案第73号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

交野市長 山本 景

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 事 件 名     | 工作物等取去土地明渡及び占用料相当損害金請求訴訟   |
| 2 原 告       | 交野市私部1丁目1番1号<br>大阪府交野市 交野市長 山本 景   |
| 3 被 告       | 交野市幾野6丁目34番2号<br>関西故金属株式会社<br>代表取締役 慎 光 晟  |
| 4 対 象 土 地   | 道路敷等（市有地）<br>交野市郡津2丁目1286番3<br>同 1286番4<br>同 1285番2  |
| 5 請 求 の 趣 旨 | (1) 被告は、原告に対し、工作物及び動産を収去して土地を明け渡せ。<br>(2) 被告は、原告に対し、訴え提起日から遡って5年前の日から上記土地の明渡済みまで年242,810円の割合 |

による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

## 6 訴訟遂行の方針

(1) 交野市の顧問弁護士であるみずほ綜合法律事務所所属の井上隆晴弁護士、井上卓哉弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 本件について必要がある場合は、上訴する。

## 7 訴訟の概要

対象土地は、本市が平成2年に個人から寄附を、平成15年に国から譲与を受けた土地であり、本市に所有権があるが、現在、被告が権限なく占有しており、再三明渡しを求めたが被告はこれに応じなかったため、対象土地の工作物等除去土地明渡請求及び占用料相当損害金請求の訴えを提起するものである。